



クラウドクレジット株式会社

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2021年11月24日

【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト4号

償還時運用報告

(第二種金融商品取引業協会「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」に基づくファンド報告書)

平素は格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。

【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト4号の償還につきまして、以下のとおりご報告させていただきます。なお、当ファンドの当月分配はございません。詳細につきましては『カメルーン中小企業支援プロジェクトおよびカメルーン農業支援ファンド償還時報告(2021年11月24日付)』(URL1: <https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1930/19>)においてご報告させていただいておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

出資金総額 : JPY 16,760,000.-
うち投資総金額 : JPY 16,760,000.-

===運用開始時の状況===

グループ会社貸付実行日 : 2016年7月14日
グループ会社貸付金額 : EUR 144,607.42
適用直物 EURJPY レート : 115.90
適用先物 EURJPY レート : 115.12
グループ会社貸付期間 : 2016年7月14日から2017年1月25日
資金運用日数 : 195日
グループ会社貸付金利(年利) : 14.9%

===運用終了時の状況===

当月期実現グループ会社返済利息額 : EUR 0.00
累積実現グループ会社返済利息額 : EUR 11,511.15
当月期実現グループ会社返済元本額 : EUR 0.00
累積実現グループ会社返済元本額 : EUR 139,827.18

当月期実現元利金返済額	: EUR 0.00
累積実現元利金返済額	: EUR 151,338.33
当月期出資者返済原資	: EUR 0.00
累積グループ会社為替手数料	: EUR 0.00
累積出資者返済原資	: EUR 151,338.33
うち運用手数料	: JPY 46,090.-
累積円貨換算出資者返済原資	: JPY 17,386,841.-
実現平均 EURJPY レート	: 114.89
ファンドの実現利回り (税引き前)	: 6.4% (期間: 2016 年 7 月 14 日~2021 年 10 月 31 日)
募集時表面利回り (税引き前)	: 12.3% (期間: 2016 年 6 月 30 日~2017 年 1 月 31 日)

===分配金および償還金の概況===

当月期分配金及び償還金の有無	: なし
累積分配金及び償還金の有無	: あり
当月期分配金及び償還金の金額	: 0 円
累積分配金及び償還金の金額	: 17,340,751 円
出資金 1 万円当たりの分配金及び償還金の金額	: 10,347 円(実際の分配額は、端数処理の関係で左記の金額に出資金の額(1 万円単位)を乗じた金額と差異が生じる場合がございます)

【本ファンドの概要】

本ファンドは、クラウドクレジット株式会社（以下、「本営業者」）が投資家様からご出資いただいた資金を Crowdfund Estonia OÜ へ融資し、Crowdfund Estonia OÜ が、本件債務者（Pan Africa Investment Funding Limited PCC）を經由してカメルーンの現地パートナーであった Ovamba Cameroon Solutions Sarl が行うトレードファイナンスに参加するファンドです。

【対象ファンドの分配方法につきまして】

2021 年 10 月期（分配日：2021 年 11 月 24 日）における対象ファンドの分配および償還につきまして、また、分配方法につきましては、『カメルーン中小企業支援プロジェクトおよびカメルーン農業支援ファンド償還時報告（2021 年 11 月 24 日付）』（URL1: <https://platform.crowdfund.jp/operation/entry/1930/19>) をご参照くださいますようお願い申し上げます。

また投資家の皆様からのお問い合わせの中で、よくいただくご質問とその回答を取り纏めております FAQ(URL2: <https://platform.crowdfund.jp/operation/entry/1931/19>) も併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、本ファンドの出資金は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 125 号その他の法令に定める基準に則り、ファンドの種類別・号数別に銀行に開設する預金口座へ預金する方法によって、本営業者の固

